解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

熊本市中央区大江三丁目一〇番一号

有限会社松本厚生堂

清算人　松本　公重

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

東京都千代田区外神田二丁目二番一七号共同ビル（万世）二階

日本保温保冷工業厚生年金基金

代表清算人　横田　徹

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

東京都中央区築地一丁目一二番二二号

東日本電線工業厚生年金基金

代表清算人　金子　正一

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

神奈川県横浜市中区扇町一―二―一

神奈川県管工事業厚生年金基金

清算人　金子　繁夫

解散公告（第一回）

当基金は平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

富山県富山市蜷川三三六

富山県病院厚生年金基金

代表清算人　岩城　勝英

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

山口県山口市宝町二番八四号

山口県トラック厚生年金基金

代表清算人　三浦　克己

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十八年三月二十二日南さつま市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

鹿児島県南さつま市加世田唐仁原六三七九番地

清算法人唐仁原土地改良区

代表清算人　碕山　久雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

北海道帯広市西二〇条南二丁目三八番一三号

医療法人社団センチネルクリニック

清算人　田中　美咲

解散公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年三月三十一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

東京都千代田区麹町三丁目三番地八

安田企業投資株式会社確定給付企業年金

清算人　安藤　正紀

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

滋賀県大津市京町四丁目三番三三号

滋賀県医療機関厚生年金基金

代表清算人　間嶋　孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年七月二十九日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十八年三月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

神戸市垂水区星陵台五丁目一番二号

医療法人社団坂口歯科医院

清算人　坂口　斐子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月二十五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

石川県金沢市若宮二丁目二七番地

金沢市戸板第二土地区画整理組合

清算人代表　吉田　和夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月二十五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

石川県金沢市田上本町ヲ一〇三番地

金沢市田上本町土地区画整理組合

清算人代表　山根　栄進

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目五番一六号

兵庫印刷工業厚生年金基金

代表清算人　斉藤　雅彦

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十三日

広島県広島市中区八丁堀一一番二八号

広島県建設業厚生年金基金

代表清算人　伏見　暁

配当公告

岡山市北区芳賀五三〇三岡山リサーチパークインキュベーションセンター

破産者　株式会社日本ステントテクノロジー

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十七年（フ）第一四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、七六四、四六五、〇一七円

一、配当することのできる金額

金一二九、五六二、〇〇〇円

平成二十八年四月十三日

岡山市北区蕃山町三―七両備蕃山町ビル四階

破産管財人　松井　健二